

阿南市水道事業施設運転管理等業務

仕様書

令和 8 年 7 月

阿南市水道部

第1章 総則.....	1
1 業務の目的	1
2 用語の定義.....	1
3 業務概要	1
4 履行期間.....	1
5 本業務従事者.....	1
6 業務履行拠点.....	2
7 業務経過の記録.....	2
8 守秘義務.....	2
9 業務の一部再委託.....	2
10 協力義務.....	2
11 損害賠償及び補償.....	3
12 法令の遵守.....	3
13 業務の検査.....	3
14 業務引継.....	3
15 その他.....	4
第2章 業務内容.....	5
1 統括管理業務.....	5
2 運転管理業務.....	5
3 保全管理業務.....	6
4 機電設備保全計画業務.....	8
5 機電設備修繕更新業務.....	8
6 その他	9
第3章 業務書類.....	10
1 業務書類の提出時期.....	10
2 業務書類の様式等.....	10
3 業務履行計画書.....	10
4 業務実施計画書.....	10
5 業務実施報告書.....	11
6 業務完了報告書.....	11
別紙1 位置図.....	12
別紙2 水道施設一覧.....	13
別紙3 業務実施体制.....	16
別紙4 機電設備修繕・更新の実施フロー.....	16

第1章 総則

1 業務の目的

本業務は、阿南市（以下「発注者」という）が所管する水道施設の運転管理及び保全管理等を対象とし、迅速な対応力を有する地域企業と、高度な専門知識及び技術力を有する専門企業による共同企業体（以下「受注者」という。）へ包括的に委託するものである。これにより、地域企業と専門企業間の連携促進を通じた地域全体の技術力向上を図り、併せて民間の専門知識、ノウハウ、並びに創意工夫を最大限に活用することで、安全かつ安心な水道水の安定的な供給を実現することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「対象施設」とは、「別紙2 水道施設一覧」の施設にある電気設備及び機械設備をいう。
- (2) 「本業務従事者」とは、「別紙3 業務実施体制」の総括責任者、業務責任者及び業務従事者をいう。
- (3) 「不具合」とは、対象施設が正常に機能しないことをいい、「損傷」とは、対象施設の経年劣化、外力などによる対象施設の変状をいい、これらを合わせて「不具合等」という。
- (4) 「補修」とは、専門的な技術が不要な簡易作業をいう。
- (5) 「修繕」とは、専門的な技術者が行う部品交換等の作業をいう。
- (6) 「更新」とは、資本的支出で行うことができる設備の更新をいう。
- (7) 「統合監視システム」とは、発注者が対象施設の一部について、運転監視及び設備機器管理を目的として導入しているクラウドシステムをいう。
導入している統合監視システムは、下記に示す通りとする。
システム名称：ウォータービジネスクラウド（WBC）
提供元：メタウォーター株式会社
- (8) 「監視装置」とは、統合監視システムにおいて運転監視を行う装置をいう。
- (9) 「警報通報装置」とは、対象施設での不具合を外部に通報するために発注者が導入している監視装置以外の装置をいう。
- (10) 「開庁時間」とは、阿南市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する阿南市の休日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分をいう。
- (11) 「閉庁時間」とは、上記の開庁時間以外をいう。

3 業務概要

本業務は、下記に掲げる項目について実施する。詳細は、第2章の業務内容による。

- (1) 統括管理業務
- (2) 運転管理業務
- (3) 保全管理業務
- (4) 機電設備保全計画業務
- (5) 機電設備修繕更新業務
- (6) その他

4 履行期間

本業務の履行期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

5 本業務従事者

- (1) 本業務従事者の選任

受注者は、「別紙３ 業務実施体制」に定める、本業務従事者を選任し、総括責任者及び業務責任者については、氏名、資格、その他必要事項を書面で発注者へ提出すること。総括責任者及び業務責任者に変更があった場合も同様とする。

(2) 業務従事者名簿の作成

受注者は、本業務従事者の名簿を作成し、発注者へ提出すること。

ア 名簿には、氏名、性別、生年月日、健康診断結果を記載すること。

イ 受注者は、本業務従事者に変更があったときは、遅滞なく名簿を提出すること。

(3) 本業務従事者の健康診断

受注者は、本業務従事者の水道法第 21 条に基づく健康診断をおおむね一年毎に行うとともに、これに関する記録を作成し、発注者へ報告すること。

なお、健康診断の病原体検索は、腸内菌検査（赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とし、必要に応じて コレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行う）を法令に基づき実施すること。

(4) 本業務従事者の服装等

受注者は、業務内容に応じて、本業務従事者に安全かつ清潔な服装又は装備を着用させること。

6 業務履行拠点

受注者の本契約に係る拠点は、阿南市内に置き、開庁時間は、総括責任者又は業務責任者が市内に常駐し、業務を行うこと。

7 業務経過の記録

次の業務を実施した場合は、速やかに実施結果を統合監視システムに登録すること。

(1) 運転管理業務

日常巡視

(2) 保全管理業務

日常点検及び保守点検

(3) 機電設備修繕更新業務

設備の修繕・更新

8 守秘義務

受注者は、本業務に関して業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約の解除後及び契約の終了後においても同様とする。

9 業務の一部再委託

受注者は、本業務の全部又は一部を他の者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、発注者の承諾を得て再委託を行った場合、当該業務は受注者が行ったものとみなす。

10 協力義務

(1) 受注者は、発注者が施行する本業務以外の工事又は業務を受注した者と相互に協力し、業務を実施しなければならない。

(2) 受注者は、地域住民等から本業務に関する苦情、要望等があったときは、誠意をもって対応し、その結果を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

- (3) 前項において、複数回対応を行った後、さらなる対応要求があり受注者に瑕疵がない場合は、経緯等をまとめた文書を作成し、当該案件の対応を発注者に引き継ぐことができる。

1 1 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たり、水道施設などに損傷を与えたときは、直ちに発注者に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧しなければならない。これに要する費用の負担は、原則として受注者とする。ただし、受注者に瑕疵がないことが明らかな場合は、発注者と受注者が協議の上、決定する。
- (2) 受注者は、履行期間中、自己の費用により、必要な保険を付保すること。

1 2 法令の遵守

業務の履行にあたっては、水道法、阿南市水道事業条例及びその他関係法令、並びに、次に掲げる関係基準等を遵守すること。

- ・徳島県土木工事共通仕様書（徳島県）
- ・水道工事標準仕様書（日本水道協会）
- ・電気設備の技術基準の解釈（経済産業省）
- ・電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
- ・電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- ・日本電線工業会規格（JCS）
- ・内線規程（JEAC8001）
- ・水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- ・その他関係法令・規則・規格等

1 3 業務の検査

発注者は、適切な業務履行を確認するため次の検査を実施する。

検査の実施方法については、発注者と受注者が協議の上、決定する。

- (1) 月次業務検査
受注者から月間業務実施報告書が提出され、発注者は10日以内に検査を行うものとする。ただし、最終月は履行期間終了日までに行うものとする。
- (2) 年度未完了検査
受注者から年間業務実施報告書が提出され、発注者は10日以内に検査を行うものとする。ただし、最終年度は履行期間終了日までに行うものとする。
- (3) 業務完了検査
受注者から業務完了報告書が提出され、発注者は履行期間終了日までに行うものとする。

1 4 業務引継

- (1) 業務履行開始に伴う引継業務
ア 契約締結の日から履行開始までの期間を準備期間とし、発注者から受注者へ業務の引継ぎを行う。なお、発注者は、受注者が引継ぎを円滑に完了できるよう、必要な情報の開示および資料の提供等、合理的な協力を行うものとする。
イ 業務引継に係る費用は、受注者の負担とする。
- (2) 履行期間終了に伴う業務引継

- ア 受注者は、本業務に支障が生じることが無いよう、本業務が完了する時、又は契約が解除された時は、発注者が指定する者に対象施設の運転管理及び保安全管理に係る業務引継を誠実に行わなければならない。
- イ 受注者は、引継ぎのために必要となる業務に関する留意事項、マニュアルその他必要な資料を含む引継文書を作成すること。
- ウ 受注者は、本業務が円滑に引き継がれるよう、発注者に最大限協力すること。
- エ 業務引継に係る費用は、受注者の負担とする。

15 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、発注者と受注者が協議の上、決定する。

第2章 業務内容

1 統括管理業務

本業務の総括を行う業務であり、履行期間を通した業務全体の実施計画（業務履行計画）、各年度の計画（業務実施計画）を策定し、その進捗管理を行うこと。

(1) 業務履行計画

契約書、本仕様書及び発注者との協議に基づき、業務履行計画を策定し、第3章3の業務履行計画書を取りまとめ、発注者へ提出すること。また、業務内容に変更が生じた場合には、速やかに計画を見直し変更計画書を発注者に提出すること。ただし、業務全体の進捗への影響が軽微であると発注者が承諾した場合は、この限りではない。

(2) 業務実施計画

業務履行計画に基づき、業務実施計画を策定し、第3章4の業務実施計画書を取りまとめ、発注者へ提出すること。また、各業務に必要な資機材の確保を適切に行い、業務の進捗に支障が出ないように管理すること。

(3) 業務実施報告

業務実施計画に基づき、業務を履行し、第3章5の業務実施報告書を取りまとめ、発注者へ提出し、報告書の内容について説明を行うこと。

(4) 業務完了報告

履行期間終了時は、第3章6の業務完了報告書を取りまとめ、発注者へ提出し、報告書の内容について説明を行うこと。

2 運転管理業務

受注者は、対象施設の運転管理を適切に行い、良質な水道水を安定的に供給しなければならない。なお、対象施設の運転に係る運転管理マニュアルを整備し、適正かつ効率的な運転及び操作を行うこと。

(1) 運転監視

終日（開庁時間及び閉庁時間）の業務とする。

ア 統合監視システムによる運転状況の確認

受注者は、統合監視システムを用い、対象施設の運転状況、原水の濁度、浄水の残留塩素濃度等を確認すること。

イ 異常通報に伴う初期対応

受注者は、監視装置からの異常通報を確実に受信できる体制を構築し、異常通報を受信した場合には、異常通報の内容及び発生施設の運転状況を監視装置から確認後、速やかに発注者へ報告すること。

なお、警報通報装置からの異常通報については、発注者が受信し、速やかに受注者へ情報共有を行うものとする。

(2) 運転操作

開庁時間の業務とする。

受注者は、水道水の安定供給及び効率的な運転を行うために最善な対応を図るため、運転管理マニュアルを作成し、対象施設の設備を安全かつ正常な運転操作を行うこととする。

なお、発注者及び受注者が行う修繕及び更新、点検作業に伴う設備の運転切替操作を含むものとする。

(3) 薬品管理

開庁時間の業務とする。

対象施設で使用する次亜塩素酸ナトリウムの在庫管理を行うこと。次亜塩素酸ナトリウムの納入量、使用量の確認及び薬品貯留槽の残量確認を行い、在庫不足が生じないよう発注者へ報告すること。

3 保全管理業務

開庁時間の業務とする。

業務実施計画に定めた点検計画に基づき、定期的に対象施設を点検し、適切な保守を行うこと。

(1) 日常点検

ア 日常点検の実施

対象施設の巡視点検により不審物や施設周辺環境の変化の有無を確認すること。また、設備の官能検査(目視、聴音)、設備操作盤の設定値の確認・調整等を行うこと。

点検回数は、「別紙2 水道施設一覧」のとおりとする。

イ 臨時点検の実施

他の点検結果、運転監視等の結果を踏まえ、臨時の点検を実施すること。

(2) 保守点検

ア 保守点検の実施

対象施設の機能維持のために、計測機器を用いた測定、調整、消耗品の取替、給脂、分解清掃等を行い、設備の性能及び劣化状態を確認すること。

主な点検対象設備及び点検回数は、「別紙2 水道施設一覧」のとおりとし、主な点検内容は、次のとおりとする。

① 電気設備

(i) タッチパネル監視装置

外観構造点検	電源部点検	制御機能点検
ア) 本体内外部の確認 イ) 冷却ファンの回転検査 ウ) 端子部の締め付け確認 エ) コネクタ部装着状態 オ) 異常音、振動の確認	ア) 供給電源電圧測定 イ) 制御電源電圧測定 ウ) 有効期限の確認	ア) 画面表示機能の確認 イ) 監視装置機能の確認 ウ) 伝送制御機能検査 エ) 周辺機器の動作確認 オ) 各LED点灯状態確認 カ) ソフトウェアの保存

(ii) プロセスコントローラ盤、変換器盤、ミニグラフィックコントローラ盤

外観構造点検	電源部点検	制御機能点検
ア) 本体内外部の確認 イ) 冷却ファンの回転検査 ウ) 端子部の締め付け確認 エ) コネクタ部装着状態 オ) ケーブル点検	ア) 供給電源電圧測定 イ) 制御電源電圧測定 ウ) 有効期限の確認	ア) RAS情報の確認 イ) LED表示の確認 ウ) ソフトウェアの保存 エ) ソフトウェアの照合

(iii) テレメータ装置、制御装置、無線装置

外観構造点検	電源部点検	制御機能点検
ア) 本体内外部の確認 イ) 冷却ファンの回転検査 ウ) エアフィルター確認 エ) コネクタ部装着状態 オ) ケーブル点検	ア) 供給電源電圧測定 イ) 制御電源電圧測定	ア) 各LED点灯状態確認 イ) ソフトウェアの保存 ウ) ソフトウェアの照合 エ) 回線レベル測定

(iv)無停電電源装置

外観構造点検	電源部点検	制御機能点検
ア) 本体外面の確認 イ) 冷却ファンの回転検査	ア) 供給電源電圧測定	ア) 各LED点灯状態確認 イ) 停電切替確認

(v)水位計、流量計、残留塩素計、濁度計

外観構造点検
ア) 本体内外部の確認 イ) 出力校正試験 ウ) 実レベルとの指示比較 エ) 監視装置との指示比較

(vi)圧力計

外観構造点検
ア) 本体内外部の確認 イ) 出力校正試験 ウ) 監視装置との指示比較

② 機械設備（ポンプ設備）

- (i)ポンプ・モーターの聴診判定
- (ii)外観目視による異常の有無確認
- (iii)ポンプのグランド点検、調整
- (iv)ポンプ軸受け(メタル型)のオイル量点検及び補充
- (v)モーター軸受けの温度測定
- (vi)モーター軸受け(開放型)のグリスアップ

③ 機械設備（次亜塩素酸ナトリウム注入設備）

- (i)次亜塩素酸ナトリウムの補充・注入量の調整
- (ii)発生ガスの除去
- (iii)次亜塩素酸ナトリウム注入設備及び各種機器の動作確認・電気計装設備の点検
- (iv)次亜塩素酸ナトリウム注入設備に係る配管の漏れ等の点検確認及び電磁弁の作動確認
- (v)次亜塩素酸ナトリウム注入設備電極の洗浄再生作業の実施及び次亜塩素酸濃度の測定

(3) 不具合等の対応

受注者は、日常点検及び保守点検等で発見又は運転管理において突発的に生じた施設の不具合等については、速やかに発注者に報告するとともに、以下の対応を行うこと。

なお、閉庁時間において、第2章 3 (2) ア ① に示す保守点検項目に関する電気設備のうち、機能維持に重要な電気設備に緊急の障害が生じた場合は、発注者の指示により必要な対応を行うものとする。

ア 不具合等の内容の特定

不具合等箇所を特定し、想定される原因を整理する。

イ 不具合等の補修又は修繕

不具合等が補修で解消できる場合は、受注者が最も適切と判断する方法により補修を行うこと。ただし、運転に支障をきたす、重要な不具合の場合に限る。

不具合等が補修で解消できず、修繕又は更新が必要な場合、受注者は「別紙4 機電設備修繕・更新の実施フロー」に従い、発注者と協議の上、対応方針を決定する。

(4) みなし設置者としての立会

発注者が行う自家用電気工作物の点検および検査において、みなし設置者として、必要に応じて立会いを行うこと。

4 機電設備保全計画業務

受注者は、発注者が貸与する資料を基に、点検結果、補修・修繕状況を踏まえて、対象施設の健全度を評価し、履行期間の初年度に3箇年（令和10年度から令和12年度）の修繕更新計画（案）を作成し、発注者の承諾を得ること。

なお、履行期間の初年度の修繕更新計画は、発注者と受注者が協議の上、決定する。

(1) 修繕更新方針の検討

現地調査及び維持管理記録により、設備の修繕及び更新の必要性を検討する。

(2) 修繕更新計画の策定

設備の修繕及び更新について、優先順位と実施時期を決定し、修繕更新計画を策定する。

(3) 設備機器管理システムの管理

統合監視システム内の設備器機管理システムの管理を行うこと。

ア データの整備、登録

現地調査を踏まえ、設備器機管理システムのデータ整備と登録を行うこと。

イ 修繕情報、更新情報の登録

第2章5(1)設備修繕業務及び(2)設備更新業務の完成図書の情報を設備器機管理システムへ登録すること。

(4) 修繕更新計画の変更

修繕更新業務の実施進捗や不具合等の発生により、修繕更新計画の見直しが必要となる場合は、発注者と受注者が協議の上、修繕更新計画を変更すること。

5 機電設備修繕更新業務

対象施設に対する修繕及び更新業務を行うこと。ただし、土木・建築に関わる場内配管は対象としない。

業務の実施は、「別紙4 機電設備修繕・更新の実施フロー」のとおりとする。

(1) 設備修繕業務

設備の計画的な修繕及び突発的な不具合等の修繕を行うこと。

ア 修繕更新計画に基づく修繕

修繕更新計画に基づき計画的に修繕を行うこと。ただし、点検で判明した不具合等については、施設の運用上必要な修繕を優先して行うこと。

イ 突発的な不具合等による修繕

運転管理において水道水の安定供給に支障と成り得る突発的な不具合等が発生した場合は、発注者と協議の上、対応方針を決定し修繕を行うこと。

ウ 修繕費用

本業務の修繕費用の各年度基準額は1,980万円（消費税額を含む）とし、修繕費用の総額は5,940万円（消費税額を含む）とする。各年度基準額の範囲内で、上記各号に定める修繕を実施する。ただし、発注者が必要と認める場合については、各年度基準額及び総額を変更できるものとする。

(2) 設備更新業務

更新対象設備の更新工事を行うこと。

ア 修繕更新計画に基づく更新

修繕更新計画に基づき計画的に更新を行うこと。

イ 更新費用

本業務の更新費用の各年度基準額は1,980万円（消費税額を含む）とし、更新費用の総額は5,940万円（消費税額を含む）とする。各年度基準額の範囲内で、更新を実施する。ただし、発注者が必要と認める場合については、各年度基準額及び総額を変更できるものとする。

ウ 更新工事の実施

受注者は、発注者が提示する既設設備仕様に基づいて、設備更新に係る資料等（見積書、参考仕様書、参考図面）を作成し、発注者と協議の上、その承諾を得ること。

6 その他

発注者は、対象施設の運転に支障をきたすなど緊急を要する場合においては、契約書及び本仕様書に定めのない業務を受注者と協議の上、その実施を依頼できるものとする。なお、この業務に要した費用は、本業務とは別に支払うものとする。

第3章 業務書類

1 業務書類の提出時期

受注者は、次の書類を定められた期間内に遅滞なく提出しなければならない

- (1) 契約締結後、履行期間開始前月の20日まで
 - ア 着手届
 - イ 総括責任者選任届
 - ウ 業務責任者選任届
 - エ 業務従事者名簿
 - オ 業務履行計画書
- (2) 当該年度開始前月の20日まで（初年度は、履行期間開始前月の20日まで）
業務実施計画書
- (3) 履行期間初年度の3月20日まで
修繕更新計画
- (4) 当該月の翌月10日まで（最終月は履行期間終了日まで）
月間業務実施報告
- (5) 当該年度の翌年度4月10日まで（最終年度は履行期間終了日まで）
年間業務実施報告書
- (6) 履行期間終了日まで
業務完了報告書
- (7) 随時必要に応じた時期
機電設備修繕更新業務の完成図書（完成図面、施工写真、その他必要書類）
上記以外で発注者の指示したもの

2 業務書類の様式等

提出する書類の様式は、発注者が特に指定したものを除き、受注者が通常業務に使用又は新たに作成したもので、発注者の承諾を得たものとする。

- (1) 日本産業規格A版のうち、特段の事情がない限りA4又はA3により作成すること。
- (2) 提出する書類は、紙への印刷物を原則とする。ただし、他の方法を採用することで、業務の効率化に寄与し同等以上の効果が得られるとして発注者が承諾した場合は、その方法によることができる。なお、押印を省略するときは、作成者を明らかにすること。

3 業務履行計画書

業務履行計画書は、次の事項について記載すること。

- (1) 業務概要に関すること
水道施設の重要性を鑑み、その目的を達成するための業務履行における管理の基本方針及びその概要について、業務に対する考え方が把握できるように記載すること。
- (2) 業務組織に関すること
業務を履行する上で必要な組織・体制について、業務組織・業務分担・緊急時・その他の組織などの体制をその目的と系統及び分担等が明確に把握できるように記載すること。
- (3) 本業務における主たる業務の履行計画(工程)の概要
- (4) 主たる業務の履行計画、報告書類の提出、業務検査に関する計画
- (5) その他必要な計画

4 業務実施計画書

業務履行計画書に基づき、各業務実施計画が明らかになるように作成すること。

- (1) 年間業務実施計画書

- ア 業務計画に関すること
 - ・年間業務工程表(運転管理・保全管理)
- イ 業務方法に関すること
 - ・業務方法・要領及び運転指標、保守点検基準(周期、項目等)
- ウ 安全衛生管理に関すること
 - ・安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表
- エ 点検実施計画に関すること
 - ・実施体制、巡回経路・順序
- オ 水質に関すること
 - ・対象施設における塩素濃度及び濁度の監視方法
- カ 各種報告書様式
 - ・日報・月報・年報・運転記録その他の文書

5 業務実施報告書

各業務実施計画の諸事項に対して、その実績が明らかになるように作成すること。

(1) 月間業務実施報告書

業務完了月ごとに次のものを提出すること。

- ア 月間業務完了届
- イ 月間業務完了報告書
 - ① 月間業務所見
 - ② 月間運転管理データ(電子データも含む。)
 - ③ 月間業務実績報告書
- ウ その他業務検査に必要な書類

(2) 年間業務実施報告書

業務完了年度ごとに次のものを提出すること。

- ア 年間業務完了届
- イ 年間業務完了報告書
 - ① 年間業務所見
 - ② 年間運転管理データ(電子データも含む。)
 - ③ 年間業務実績報告書
- ウ その他業務検査に必要な書類

6 業務完了報告書

履行期間中の業務実施報告書の内容を総括し、業務の実績及び評価、発注者が指定する者への引継事項等が明らかになるように作成すること。

別紙1 位置図



別紙2 水道施設一覧

番号	施設名	所在地	機能毎の施設状況					監視状況			日常点検	保守点検				備考
			取水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	その他	監視装置	警報通報装置	未監視	点検回数	電気設備		機械設備		
														ポンプ設備		
												主な対象設備		点検回数	主な対象設備	
1	大野水源地	下大野町渡り上り	●	●	●		●			2回/1箇月	タッチパネル監視操作盤 プロセスコントローラ盤 変換器盤 ミニグラフィックコントローラ盤 テレメータ装置 №1～5取水井水位計 取水流量計 №1、2ポンプ井水位計 残留塩素計 濁度計 次亜注入流量計 富岡系送水流量計 下大野系送水流量計	1回/年	№1～4富岡系送水ポンプ №5～8下大野系送水ポンプ	1回/1箇月	注入機 タンク その他付帯設備	1回/1箇月
2	太平水源地	下大野町太平	●				●			2回/1箇月	テレメータ装置 №2、3取水ポンプ井水位計 取水流量計	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)	
3	下大野配水池	下大野町羽坂				●	●			1回/1箇月	テレメータ装置 配水池水位計 配水流量計	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)	
4	富岡加圧場	富岡町そうす谷			●		●			1回/1箇月	テレメータ装置 一次圧力計 二次圧力計 無停電電源装置	1回/年	№1～3加圧ポンプ	1回/2箇月	(対象設備なし)	
5	富岡配水池	富岡町そうす谷				●	●			1回/1箇月	配水池水位計 配水流量計	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)	
6	三谷圧力監視所	見能林町ふかんとふ					●	●		1回/2箇月	テレメータ装置 圧力計	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)	
7	橘配水池	橘町江ノ浦				●	●			1回/1箇月	№1、2配水池水位計 大地系流入流量計 富岡系流入流量計 橘系配水流量計 福井系配水流量計 無停電電源装置	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)	
8	小勝ポンプ場	福井町大原			●		●			1回/1箇月	テレメータ装置 受水槽水位計 流入流量計	1回/年	№1、2送水ポンプ	1回/2箇月	(対象設備なし)	
9	小勝配水池	橘町袴傍示				●	●			1回/1箇月	テレメータ装置 配水池水位計 配水流量計	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)	
10	赤崎加圧ポンプ場	福井町赤崎				●			●	1回/1箇月	(対象設備なし)		(対象設備なし)		(対象設備なし)	
11	椿地ポンプ場	福井町色面		●	●		●			1回/1箇月	テレメータ装置 受水槽水位計 送水流量計 制御装置	1回/年	№1、2送水ポンプ	1回/2箇月	注入機 タンク その他付帯設備	1回/1箇月
12	椿地配水池	福井町露口				●	●			1回/1箇月	テレメータ装置 配水池水位計 配水流量計 無停電電源装置	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)	
13	高岸ポンプ場	椿町高岸			●		●			1回/1箇月	テレメータ装置 受水槽水位計 送水流量計	1回/年	№1、2加圧ポンプ	1回/6箇月	(対象設備なし)	
14	香配水池	椿町香				●	●			1回/1箇月	テレメータ装置 配水池水位計 配水流量計	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)	
15	船頭ヶ谷ポンプ場	椿町盛野			●		●			1回/1箇月	テレメータ装置 受水槽水位計 送水流量計	1回/年	№1、2送水ポンプ	1回/6箇月	(対象設備なし)	
16	小野配水池	福井町大坂				●	●			1回/1箇月	テレメータ装置 配水池水位計 配水流量計	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)	

番号	施設名	所在地	機能毎の施設状況					監視状況			日常点検	保守点検						備考
			取水 施設	浄水 施設	送水 施設	配水 施設	その他	監視 装置	警 報 通 報 装 置	未 監 視	点 検 回 数	電気設備		機械設備				
														ポンプ設備		次亜塩素酸ナトリウム注入設備		
												主な対象設備		点検回数	主な対象設備		点検回数	
17	車の口水源地	桑野町車ノ口	●	●	●		●			2回/1箇月	テレメータ装置 取水井水位計 取水井濁度計 取水井PH計 送水流量計 残留塩素計	1回/年	(対象設備なし)		注入機 タンク その他付帯設備	1回/1箇月		
18	川西配水池	桑野町大谷				●	●			1回/1箇月	テレメータ装置 配水池水位計 配水流量計 無停電電源装置	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)			
19	大地制御弁室	桑野町紺屋					●	●		1回/4箇月	制御装置	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)			
20	山口加圧ポンプ場	山口町平野				●		●		1回/1箇月	受水槽水位計 配水圧力計 配水流量計	1回/年	№1、2加圧ポンプ	1回/2箇月	(対象設備なし)			
21	新野水源池	新野町秋山	●	●	●		●			2回/1箇月	テレメータ装置 取水井水位計 取水井濁度計 取水井pH計 取水流量計 川西系流入流量計 受水槽水位計 送水流量計 残留塩素計 無停電電源装置	1回/年	№1、2送水ポンプ	1回/2箇月	注入機 タンク その他付帯設備	1回/1箇月		
22	新野配水池	新野町大歳				●	●			1回/1箇月	テレメータ装置 配水池水位計 配水流量計 無停電電源装置	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)			
23	花坂ポンプ場	新野町藤谷			●			●		1回/1箇月	(対象設備なし)		№1送水ポンプ	1回/6箇月	(対象設備なし)			
24	花坂配水池	桑野町花坂				●		●		1回/1箇月	(対象設備なし)		(対象設備なし)		(対象設備なし)			
25	久田ポンプ場	新野町久田			●		●			1回/1箇月	テレメータ装置 受水槽水位計 送水流量計 無停電電源装置	1回/年	№1、2送水ポンプ	1回/6箇月	(対象設備なし)			
26	海老川配水池兼ポンプ場	新野町海老川			●	●	●			1回/1箇月	テレメータ装置 配水池水位計 送水流量計 配水流量計 無停電電源装置	1回/年	№1、2送水ポンプ	1回/6箇月	(対象設備なし)			
27	元信配水池	新野町元信				●	●			1回/1箇月	テレメータ装置 配水池水位計 配水流量計	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)			
28	本田加圧ポンプ場	新野町本田				●	●			1回/1箇月	制御装置	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)			
29	貞持ポンプ場	新野町貞持				●	●			1回/1箇月	テレメータ装置 受水槽水位計 配水流量計 吐出圧力計 無停電電源装置	1回/年	№1、2送水ポンプ	1回/6箇月	(対象設備なし)			
30	常政末端圧力監視所	新野町常政					●	●		1回/2箇月	テレメータ装置 圧力計	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)			
31	平川内末端圧力監視所	新野町平川内					●	●		1回/2箇月	テレメータ装置 圧力計	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)			
32	新富末端圧力監視所	新野町貞持					●	●		1回/2箇月	テレメータ装置 圧力計	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)			
33	福井水源池	福井町内歩	●	●	●		●			2回/1箇月	取水ポンプ井水位計 取水流量計 取水濁度計 残留塩素計	1回/年	(対象設備なし)		注入機 タンク その他付帯設備	1回/1箇月		
34	福井配水池	福井町山下				●	●			1回/1箇月	配水池水位計	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)			

番号	施設名	所在地	機能毎の施設状況					監視状況			日常点検	保守点検					備考	
			取水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	その他	監視装置	警報通報装置	未監視	点検回数	電気設備		機械設備				
														ポンプ設備		次亜塩素酸ナトリウム注入設備		
												主な対象設備		点検回数	主な対象設備			点検回数
35	西原水源地	那賀川町西原	●	●		●				2回/1箇月	テレメータ装置 取水流量計 取水井水位計 配水池水位計 配水流量計	1回/年	№1～4 配水ポンプ	1回/2箇月	注入機 タンク その他付帯設備	1回/1箇月		
36	西原末端圧検出場	那賀川町上福井元畠					●	●			1回/2箇月	残留塩素計	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)		
37	手島水源地	那賀川町今津浦白石	●	●		●		●			2回/1箇月	制御装置 浄水池水位計 取水流量計 配水流量計	1回/年	(対象設備なし)		注入機 タンク その他付帯設備	1回/1箇月	
38	羽ノ浦上水道センター	羽ノ浦町岩脇神代地	●	●	●			●			2回/1箇月	テレメータ装置 浄水池水位計 取水流量計 送水流量計	1回/年	№1～3 送水ポンプ	1回/2箇月	注入機 タンク その他付帯設備	1回/1箇月	
39	羽ノ浦第1水源地	羽ノ浦町岩脇神代地	●					●			2回/1箇月	テレメータ装置 取水流量計	1回/年	(対象設備なし)		注入機 タンク その他付帯設備	1回/1箇月	
40	羽ノ浦第2水源地	羽ノ浦町岩脇中地	●					●			2回/1箇月	テレメータ装置 取水流量計	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)		
41	羽ノ浦配水池	羽ノ浦町宮倉沢田				●		●			1回/1箇月	テレメータ装置 №1～3 配水池水位計 №3 配水流量計 総配水流量計 無停電電源装置	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)		
42	阿瀬比浄水場	阿瀬比町阿利田	●	●	●				●		2回/1箇月	(対象設備なし)		(対象設備なし)		注入機 タンク その他付帯設備	1回/1箇月	
43	阿瀬比配水池	阿瀬比町阿利田				●			●		1回/1箇月	(対象設備なし)		(対象設備なし)		(対象設備なし)		
44	加茂谷水源地	吉井町宮ノ前	●	●	●			●			2回/1箇月	テレメータ装置 №1、2 取水井水位計 調整池水位計 取水流量計 加茂谷配水池送水流量計 熊谷配水池送水流量計 取水濁度計 残留塩素計 無停電電源装置	1回/年	(対象設備なし)		注入機 タンク その他付帯設備	1回/1箇月	
45	加茂谷配水池	加茂町野上				●		●			1回/1箇月	テレメータ装置	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)		
46	熊谷配水池	熊谷町丸山ノ下				●		●			1回/1箇月	無線装置 配水池水位計 配水流量計	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)		
47	熊谷系無線中継器	熊谷町ヨノエ					●			●	1回/2箇月	テレメータ装置 無線装置	1回/年	(対象設備なし)		(対象設備なし)		
48	吉井加圧ポンプ場	吉井町日塚口				●				●	1回/1箇月	(対象設備なし)		(対象設備なし)		(対象設備なし)		
49	加茂水源地	加茂町宗田	●	●	●				●		2回/1箇月	(対象設備なし)		(対象設備なし)		注入機 タンク その他付帯設備	1回/1箇月	
50	加茂配水池	加茂町吉元				●			●		1回/1箇月	(対象設備なし)		(対象設備なし)		(対象設備なし)		
51	十八女水源地	十八女町新開	●		●					●	2回/1箇月	(対象設備なし)		(対象設備なし)		注入機 タンク その他付帯設備	1回/1箇月	
52	十八女配水池	十八女町静		●		●				●	1回/1箇月	(対象設備なし)		(対象設備なし)		(対象設備なし)		
53	大井浄水場	大井町南平	●	●	●					●	2回/1箇月	(対象設備なし)		(対象設備なし)		注入機 タンク その他付帯設備	1回/1箇月	
54	大井配水池	大井町南平				●				●	1回/1箇月	(対象設備なし)		(対象設備なし)		(対象設備なし)		
	対象施設数		15	13	18	27	7	41	6	7	54		42		14		14	

別紙 3 業務実施体制

受注者は、次に定める本業務従事者を選任し、業務実施体制を構築すること。

(1) 総括責任者

総括責任者は1名配置すること。なお、総括責任者は、業務責任者及び業務従事者を兼ねることはできないものとする。

職名	ア 役割 / イ 資格要件
総括責任者	ア 業務全体を統括する責任者として、業務の目的、内容、対象施設の管理状況を的確に把握し、効率的に運転を行い、安全・安心な水道水の供給に努めること。また、業務履行計画に基づく運転管理等を実施するため、業務責任者及び業務従事者の指揮を行うこと。 イ 一日平均配水量 23,000 m³/日以上の水道施設での運転管理または水道施設の機電工事の実務経験を5年以上有する者。

(2) 業務責任者

業務責任者は各業務につき1名配置すること。なお、各業務責任者は、これらを兼ねることができるものとする。

職名	ア 役割 / イ 資格要件
業務責任者／	ア 各業務の責任者として、技術的な知識により、業務進捗管理、業務従事者の指示・監督を行うとともに、技能の向上及び事故防止に努めること。
施設運転管理	イ 一日平均配水量 23,000 m ³ /日以上の水道施設での運転管理または水道施設の機電工事等の実務経験を3年以上有する者。
機電設備保全計画	イ 2級電気工事施工管理技士以上、第三種電気主任技術者以上、第二種電気工事士以上のいずれかの資格、もしくは、水道施設の機電工事等の実務経験を3年以上有する者。
機電設備修繕更新	イ 2級電気工事施工管理技士以上、第三種電気主任技術者以上、第二種電気工事士以上のいずれかの資格、もしくは、水道施設の機電工事等の実務経験を3年以上有する者。

(3) 業務従事者

業務従事者は業務の履行に適正かつ必要な人員を配置すること。

職名	ア 役割 / イ 資格要件
業務従事者	ア 各業務の履行に必要な知識や技能を有し、総括責任者及び業務責任者の指示のもと、業務履行に努めること。 イ なし。

別紙4 機電設備修繕・更新の実施フロー

